

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人柳月財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道河東郡音更町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、学業が優れ、かつ、健全な心身と高い志を持ちながらも、経済的支援を必要とする次の者に対して資金援助を行い、将来社会に貢献し得る有為な人材を育成することを目的とする。

- (1) 北海道内の高等学校を卒業し、大学に合格した入学予定者
- (2) 北海道内の高等学校を卒業し、短期大学及び専門学校に合格した入学予定者
- (3) 北海道内の高等学校を卒業し、海外の大学（4年制）に合格した入学予定者

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 奨学金の給付
- (2) 奨学金の給付を受ける学生の補導
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は北海道において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種類)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の二種類とする。

(基本財産)

第6条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき又は担保の用に供する場合、若しくは、基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（剰余金の不分配）

第7条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（事業年度）

第8条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定時評議員会に報告するものとし、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算

定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員3名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件のいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次の①から⑥に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- ① 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族
- ② 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 当該評議員の使用人
- ④ ②又は③に掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者
- ⑥ ②から④に掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次の①から④に該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること

- ① 理事
- ② 使用人
- ③ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあたっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ④ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者
 - イ 国の機関
 - ロ 地方公共団体
 - ハ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ニ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同上第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ホ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

へ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

（評議員の任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第15条 評議員に対する報酬等は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第5章 評議員会

（構成）

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の招集手続)

第 20 条 評議員会の招集通知は、各評議員に対して、評議員会の 3 日前までに発するものとする。

(議長)

第 21 条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶものとする。

(決議)

第 22 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 12 条又は第 26 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 23 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 24 条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面ま

たは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 25 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名以上が記名、押印をしなければならない。

第 6 章 役員

(役員の設置)

第 26 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 6 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、2 名以内を副理事長、1 名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 27 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員関係)

第 28 条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他の特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えてふくまれることになってはならない。

2 この法人の監事にはこの法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行

する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠と選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第33条 理事及び監事に対する報酬は、評議員会の決議によって支給することができる。

（理事等の責任免除等）

第34条 この法人は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事会の決議をもって同法第198条において準用す

る、同法第 111 条第 1 項の行為に関する理事又は監事の責任を法令に規定する額を限度として免除することができる。

- 2 この法人は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 115 条第 1 項の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る）又は監事との間に同法第 198 条において準用する、同法第 111 条第 1 項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、責任の限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 113 条第 1 項の規定による最低責任限度額とする。

第 7 章 理事会

（構成）

第 35 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 36 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長並びに専務理事の選定及び解職

（招集）

第 37 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（招集手続）

第 38 条 理事会の招集通知は、各理事及び監事に対して、理事会の日の 3 日前までに発するものとする。

（決議）

第 39 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

（決議の省略）

第 40 条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示

示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、このかぎりでない。

（報告の省略）

第 41 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）

第 42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 43 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 13 条についても適用する。

（解散）

第 44 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第 45 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 46 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 附則

(設立者の氏名、住所)

第48条 設立者の氏名、住所は次のとおりである。

北海道帯広市東四条南七丁目18番地1

田村 昇

(設立者が拠出する財産及び価額)

第49条 設立者が拠出する財産及び価額は、次のとおりである。

設立者 田村 昇

金銭 500万円

(設立時評議員、設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事)

第50条 この法人の設立時評議員、設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は次のとおりとする。

設立時評議員

石橋 憲一

塩野谷 和男

高橋 千尋

中谷 全宏

田村 英祐

井原 俊也

設立時理事

伊藤 繁

大西 正典

中西 宣夫

林 敏行

齋藤 孝次

田村 昇

設立時監事

渡邊 純夫

岡田 嘉典

（最初の事業年度）

第 51 条 この法人の設立初年度の事業年度は、第 8 条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成 27 年 8 月 31 日までとする。

（設立初年度の事業計画及び収支予算）

第 52 条 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 9 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

（法令の準拠）

第 53 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

上記は当法人の現行定款に相違ありません。

令和元年 5 月 1 3 日

北海道河東郡音更町字下音更北九線西 1 8 番地 2
公益財団法人 柳月財団

理事長 田村 昇